

## 無権代理の相手方の取消権 H02-05-4 <#306>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、Bの代理人として、C所有の土地についてCと売買契約を締結したが、その際に掲げたような事情があった。BがAに代理権を与えていなかった場合は、Cは、そのことについて善意であり、かつ、Bの追認がないとき、当該売買契約を取り消すことができる。

### 《ポイント1》 無権代理の相手方の取消権

代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる。ただし、契約の時において代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない。（民法 115 条）

### 《ポイント2》 無権代理行為の追認

追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。（民法 116 条本文）

【答え】 正しい